九州工業大学マイクロ化総合技術センター機器利用等取扱要項

 平成１９年　３月１４日

 学　　長　　　伺　　定

（趣旨）

第１条　この要項は，九州工業大学マイクロ化総合技術センター規則（平成２年九工大規則第５号）第１６条の規定に基づき，集積回路や半導体デバイスの設計・製造，評価・観測（以下「設計製造等」という。）の受入れに係る機器の利用等の取扱いについて定めるものとする。

　（申込みの方法）

第２条　設計製造等の申込みは，別記様式第１号により行うものとする。

　（受入条件）

第３条　設計製造等の受入れの条件は，次の各号に掲げるものとする。

(1) 学内の設計製造等の料金は学内移算により行うものとする。

(2) 学外の設計製造等の料金は後納するものとする。

２　次に掲げる場合には，委託者の受ける損害に対してマイクロ化総合技術センター（以下「センター」という。）はその責任を負わない。

(1) やむを得ない事由によって設計製造等を中止したため損害が生じたとき。

(2) 設計製造等を行うために提出された材料等（以下「材料等」という。）に損害が生じたとき。

(3) 第５項の場合において，センターの機器等を使用する者の責による事由によって損害が生じたとき。

３　材料等の搬入及び搬出は，すべて委託者が行うものとする。

４　マイクロ化総合技術センター長（以下「センター長」という。）が受入れできないと判断した設計製造等については，受入れをしないことができる。

５　委託者が学内担当者の指導・立会の下で直接センターの機器等を使用する場合は，別記様式第２号の使用申請書を提出し，同書の確認事項を遵守し設計製造等を行うこととする。ただし、使用者は、センター長が機器操作に習熟していると認めた者に限る。

　（受入れ及び結果の通知）

第４条　設計製造等の受入れ及びその結果の通知は，センター長の定める手続を経て行うものとする。

　（秘密の保持等）

第５条　センター及び委託者は、設計製造等の実施で知り得た相手方の秘密，知的財産権等を相手方の書面による同意なしに公開してはならない。

２　測定で得られたデータを民間機関等からの委託者が公表する場合，原則として九州工業大学名を使用することはできない。また、九州工業大学を特定できる表現も同様とする。ただし、センター長が大学名の使用を許可した場合はこの限りでない。

　（設計製造等の料金）

第６条　設計製造等による機器の利用料金は，別表のとおりとする。ただし，設計製造等の実施上，センター長が必要と認めて設計製造等のために機器の消耗品等の提供を要請した場合には，消耗品等に相当する額の料金を収納しないことができる。

２　設計製造等による機器の利用料金は，設計製造終了後２週間以内に九州工業大学が発行する請求書により収納する。

附　則

この要項は，平成１９年　４月　１日から施行する。

別記様式第１号

九州工業大学マイクロ化総合技術センター機器利用等依頼書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

国立大学法人

九州工業大学マイクロ化総合技術センター長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　依頼者

住所：〒

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　使用者(所属・氏名):

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ＦＡＸ番号：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電子メール：

　　九州工業大学マイクロ化総合技術センター機器利用等取扱要項の内容を熟知して、次のとお

り機器利用等を依頼いたします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 依頼事項（該当する項目をチェックし目的を記入ください） | □ 機器の利用 | 目的： |
| □ 試作・実験 | 目的： |
| □ 開発支援 | 目的：  |
| □ その他 | 目的： |
| 依頼内容（使用する機器名、内容等に関する情報をできる限り記載してください。また、添付資料等があれば、添付してください。） |  |
| 請求書送付先 |  |

　　＊太線の枠の中をご記入ください。

|  |
| --- |
| マイクロ化総合技術センター記入欄 |
| 受付年月日 | 平成　　年　　月　　日 | 受付番号 |  |
| 料　金 |  |
| センター長 | 副センター長 | 担当者 |
| 　　　　　　　　　　㊞ | 　　　　　　　　　　㊞ | 　　　　　　　　　　㊞ |
| 会計課記入欄 |
| 請求書発行年月日 | 　　平成　　年　　月　　日 |
| 担　当　者 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ |

別記様式第２号

九州工業大学マイクロ化総合技術センター機器等使用申請書

　　年　　月　　日

国立大学法人

九州工業大学マイクロ化総合技術センター長　殿

依頼者

住所：〒

氏名又は名称：

　　　　　　　　　　　　　　　　使用者(所属・氏名):

電話番号：

ＦＡＸ番号：

電子メール：

下記の確認条項に同意し、設計製造機器等の使用について申請します。

１　設計製造等については、申込時に使用者が九州工業大学の担当者と十分な相談をして、

九州工業大学マイクロ化総合技術センター機器利用等依頼書（ 別記様式第１号 ）を提出する。

２　学内の設計製造等の料金は学内移算により行うものとする。

３　学外の設計製造等の料金は使用後に納入するものとする。

４　機器等の故障などで使用できなくなった場合には、設計製造等を延期することがあるが、それに関わる損害を使用者は請求できない。

５　センター長及び担当者は、使用者が機器を取り扱うのに十分な資質を有していないと判断したときには、いかなる時点においても作業を制止できる。また、毒物や法律等に触れるもの、さらに、機器を破損する恐れのあるものなどセンター長及び担当者が受入れできないと判断したものについては、使用を拒否する。

６　設計製造等については、使用者は予めセンターの担当者から説明・注意を受けた後、担当者の指導・立会いの下で使用者が作業する。使用者の責任で機器を棄損又は滅失したときは、使用者がこれを原形に復し、また損害を賠償する。

７　使用者は、機器の利用に当たって、関係法律を守り、安全衛生対策及び事故防止に十分注意を払うものとする。また、使用者は、指定された場所以外に許可なく出入りすることはできない。

８　前記６の項目に反して、使用者の過失により本人が怪我又は病気をした場合は、九州工業大学

は一切責任を負わないものとする。

９　使用者は、承認された時間内に清掃を含めてすべての作業を終了する。

10　測定で得られたデータは、九州工業大学が保障するものではない。そのため、民間機関等からの委託者は、データの外部への公表は、原則として九州工業大学名を使うことはできない。また、九州工業大学を特定できる表現も使えない。ただし、センター長が大学名の使用を許可した場合はこの限りでない。

11　前記１０の項目に反して、外部に公表したことで九州工業大学が受けた被害及び損害については、使用者及びその委託者が賠償するものとする。